

(別 添)

健康保険組合

平成 25 年 6 月、関東信越厚生局から指導・改善を求める。

(ア)

「施術が長期（3カ月）にわたる場合は、一度、医師の診療を受けるよう厚生労働省からの通達が出ている。」との記載について

(指導内容)

そのような通達はないため、記載内容を改めること。

(イ) (ウ)

施術を継続される場合には、医師の同意書の添付を義務づけていることについて

(指導内容)

医師の同意書の添付を義務付ける取扱いは通達等で定めていない。理事長名の通知から削除されたい。

健康保険組合

平成 25 年 6 月、関東信越厚生局から指導・改善を求める。

(ア) 「応急処置（2回目以降は医師の同意が必要）」となっていることについて

(指導内容)

骨折・脱臼の応急処置については認められていることであり、回数については限定されていないため、「2回目以降は医師の同意が必要」という表現を改めること。

(イ) 今後施術を受ける際には、柔整での治療を継続する必要性及び理由等を書面による提出を求めていることについて

(指導内容)

今後施術を受ける際には、柔整での治療を継続する必要性及び理由等を書面による提出を求めているが、そのような取扱いは適切ではない。

申請書を受理してから、必要に応じて照会等を行うべきであり、当初から提出を求めるべきではない。